

改正

昭和49年4月1日選挙告示第4号

昭和51年5月7日選挙告示第3号

昭和52年4月1日選挙告示第3号

昭和56年4月1日選挙告示第5号

平成2年3月30日選挙告示第16号

平成4年5月28日選挙告示第5号

平成10年4月1日選挙告示第3号

平成11年4月1日選挙告示第20号

平成13年10月1日選管告示第49号

平成30年3月27日選挙告示第4号

令和2年4月1日選挙告示第5号

世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程

題名改正〔平成2年選挙告示16号〕

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務執行の能率的運営とその責任の明確を図ることを目的とする。

一部改正〔平成2年選挙告示16号〕

(職員の職責)

第2条 事務局長（以下「局長」という。）は、世田谷区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の命を受け事務局の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。

2 次長は、局長の命を受け事務を処理する。

3 担当係長は、局長の特命を受け事務を処理する。

4 主査は、上司の命を受け事務局の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等を処理する。

5 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

一部改正〔昭和49年選挙告示4号・56年5号・平成2年16号・11年20号・30年4号〕

(局長の決定対象事案)

第3条 局長が決定できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の事務に関し、職名又は事務局名で文書を発送すること。
- (2) 職員の出張、旅行、欠勤、休暇、超過勤務、休日出勤及び週休日の振替えに関すること。
- (3) 軽易な申請、照会、報告及び通知に関すること。
- (4) 文書の受理に関すること。
- (5) 前各号のほか、定例又は軽易な事案に関すること。

一部改正〔平成10年選挙告示3号〕

(事案決定の臨時代行)

第4条 局長が出張、または休暇、その他事故により不在であるときは、次長が事案決定を代行する。

(文書等の取扱い)

第5条 文書等の取扱いについては、世田谷区公文書管理規則(令和2年3月世田谷区規則第28号)及び世田谷区公文書管理規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第16号)を準用する。

全部改正〔昭和52年選挙告示3号〕、一部改正〔平成2年選挙告示16号・4年5号・13年49号・令和2年5号〕

付 則

この規程は、昭和46年7月1日から適用する。

付 則(昭和49年4月1日選挙告示第4号)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日選挙告示第16号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年5月28日選挙告示第5号)

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日選挙告示第4号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。